# トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、 環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。





大和國 登美山 鼻高 霊 山 寺 ばら庭園 Yamatokoku Tomiyama Bikou RYOSENJI



公益社団法人 奈良県トラック協会 http://narata.or.jp

# 猪熊裕行氏にラッピングトラックの 精密モデルを贈呈

日 : 令和3年4月28日(水)

場所:奈良県トラック会館 2階 会議室

トラックによる安全啓発活動として平成25年から毎年ラッピングトラックを製作。これまで16種類の ラッピングトラックのデザインを担当した猪熊裕行氏に塚本会長から、精密モデルが贈呈されました。



▲塚本会長から精密モデルを受け取る猪熊裕行氏(左)



▲贈られた「祈りの地奈良へ号」のモデル

	猪熊裕行氏に精密モデルを贈呈 巻頭
	理事会
	総務委員会4
■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには
■ 奈ト協から	事業報告書・事業実績報告書の提出について 10
	奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱 20
■ 全ト協から	飲酒運転の根絶を目指して
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ 28
■ 全ト協から	第113回 トラック運送業界の景況感(速報) 30
	軽油価格調査集計表(2021年3月) 34
■ 奈ト協から	適正化事業·巡回指導報告書 ····· 35
	KIT事業の案内 ······ 36
	6月・7月の行事(予定)表 37
	トラックの構造上の特性 38
	事業用自動車事故事例No.7O ······ 39
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ 40
	活躍する女性ドライバー 41
	奈良・針TSに非接触型体温測定器を設置 42

# 第279回 理事会

日時:令和3年4月28日(水) 午後2時15分~場所:奈良県トラック会館 2階 会議室

**理事総数** 27名 **出席** 20名 **欠席** 7名

#### 5月の総会に向けての審議

冒頭、塚本哲夫会長は「昨日、 奈良県独自の新型コロナウイル ス感染症対策として奈良県緊急 対処措置が発表された。感染しない感染させないよう注意していきたい。本日は、来月の総会

に向けた議事が中心となる。短 時間での慎重審議をお願いす る」とあいさつ。



#### 議事

#### 審議事項は、次の通りです。

- (1) 令和2年度事業報告(案)及び決算(案)について 監 査報告 ⇒ 承認
- (2) 第48回定時総会の招集の決定(案)について 令和3年 5月28日(金)午後2時~ザ 橿原にて開催。総会の目的事項は令和2年度事業報告及び 決算承認に関する件、監査報 告、役員の選任に関する件、 令和3年度事業計画及び収支 予算に関する件。また会場の ザ橿原が新型コロナウイルス 感染症拡大により使用できな
- い場合は奈良県トラック会館 で開催すること。同感染症対 策として、可能な限り議決権 行使書面の提出をお願いする ことを説明 ⇒ 承認
- (3) 優良従業員表彰受賞者(案) について 運転者49名、一般 従業員4名、合計53名 ⇒ 承認
- (4) 各種助成金交付要綱(案) について 昨年度同様、全24 項目について助成。交付要綱 をまとめた冊子を作成し会員 へ送付、あわせて協会ホーム

- ページに掲載することを説明 ⇒ 承認
- (5) 団体役員賠償責任保険制度 加入(案)について ⇒ 承 認
- (6) 会員の入会(案) について ⇒ 承認

#### 新たに2社入会されました

- ■北谷商店(株)
- 大和郡山市九条町1354番地4
- ■関西名鉄運輸 (株)

五條市近内町1104番54

#### 報告事項は、次の通りです。

(1) 業務執行の状況報告について事務局から報告。

定款第27条に基づき代表理 事及び業務執行理事の職務執 行状況について報告した。

(2) 各委員会報告について 【総務委員会】令和3年度 第1回総務委員会の報告 【適正化実施対策】令和2 年度第3回適正化実施対策 委員会の報告

【交通安全・労災防止対策】 令和3年度第1回交通安 全・労災防止対策委員会の 報告

【交付金運営】 令和3年度 奈良県近代化基金融資推薦 について報告

- (3) 会員の退会について 4社が退会 (有)長谷川運送、(株)ティーエヌロジ、(有)福翁 運送、山﨑急配(山﨑建司) (会員総数492社)
- (4) 事業用トラックの発生地別 死亡事故分析結果及び車籍地 別飲酒運転事故件数について 報告

(5) その他

「新型コロナウイルス感染症 奈良県緊急対処措置」について

#### 陸上貨物運送事業労働災害 防止協会奈良県支部

- (1) 令和2年度事業報告、収支 決算報告、監査報告について ⇒ 承認
- (2) 令和3年度収支予算(案) について ⇒ 承認



#### 出席されたのは次のみなさんです(社名・敬称略)

会長=塚本 **副会長**=中·森本(禎)、萩原 **監事**=阪井·東口·壷井 **相談役**=吉村 **専務理事**=中林 **常務理事**=松村 **理事**=谷口·髙田·巽·吉岡(幹)·吉岡(正)·八木·辻本·西川(直)· 竹長·森本(好)·櫻本·山口(秀)·川端·山口(滋)

# 第1回総務委員会

日時:令和3年4月23日金 午後2時~場所:奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者:中担当副会長、委員8名、役員2名、事務局4名 以上15名

#### 議事

# (1) 令和2年度事業報告(案)及び決算(案)について

- ・令和2年度事業について、公益目的事業である事故防止・交通安全対策、環境対策、 災害時緊急輸送対策事業等について報告した。
- ・令和2年度協会一般会計、奈良県トラック 会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、 奈良・針トラックステーション会計に係る 決算について報告した。

繰越金が確定したことにより、2月の理事会で承認となった令和3年度収支予算書の前期繰越収支差額の変更について説明した。

4月21日に阪井監事、東口監事、壷井監事 による監査を終了したことを報告。

#### (2) 優良従業員表彰受賞者(案)について

成績優秀で他の模範となる運転者及び一般 従業員を会長名で表彰する優良従業員被表彰



▲西川武志委員長

候補者に運転者49名、一般従業員4名の合計53名の推薦が会員事業者よりあったことを報告した。

西川議長が、例年受賞者は総会で表彰しているが、今年度はどうするのかと事務局の考えを尋ねたところ、松村常務理事より、現段階ではザ橿原で総会を開催し、受賞者の代表受領も予定しているが、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては変更もあり得ると述べた。



▲総務委員会委員

\*写真撮影のためマスクを外しています。

# 奈良労働局からのお知らせ

#### 事業主の皆様へ

# 労働保険年度更新のご案内

令和3年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、

<u>6月1日(火)から7月12日(月)です。</u>

期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室 TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

# STOP! 熱中症 <sup>命和3年5月~9月</sup> クールワークキャンペーン

#### – 熱中症予防対策の徹底を図ろう –

職場における熱中症により、毎年<u>約20人が亡くなり</u>、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。 夏季を中心に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に 取り組みましょう!

#### 事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間:令和3年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、重点取組期間7月)

4月 5月 6月 7月 8月 9月

5/1----- キャンペーン期間

確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

	準備期間(4月1日~4月30日)
WBGT値の把握の 準備	JIS 規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計 を準備しましょう。
作業計画の策定な ど	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などが できるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備や ミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法を検討しましょう。 また、作業場所の近くに冷房を備えた 休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を 確保しましょう。
服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。 <b>身体を冷却</b> する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

#### キャンペーン期間(5月1日~9月30日) □WBGT値の把握 STEP JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、 STEP 測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。 WBGT指数計の例 準備期間に検討した設備、休憩場所を WBGT値を下げるた 設置しましょう。 めの設備の設置 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、 シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。 休憩場所の整備 準備期間に検討した通気性の良い服装なども 着用しましょう。 通気性の良い服装など WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値に 作業時間の短縮 応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。 暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、 熱への順化 1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。 特に、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です! のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。 水分・塩分の摂取 プレクーリング 休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。 健康診断結果に ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、 ⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、 基づく措置 ⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、 日常の健康管理 当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認 など しましょう。熱中症の具体的症状について説明 し、早く気付くことができるようにしましょう。 労働者の健康状態の確 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態を よく確認しましょう。 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、 STEP 巡視などにより、次の事項を確認しましょう。 □ WBGT値の低減対策は実施されているか □ 異常時の措置 □ 各労働者が暑さに慣れているか ~少しでも異変を感じたら~ □ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか ・いったん作業を離れる □ 各労働者の体調は問題ないか ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない □ 作業の中止や中断をさせなくてよいか 重点取組期間(7月1日~7月31日) 梅雨明け □ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。 □ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。 □ 水分、塩分を積極的に取りましょう。 □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。 □ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。 □ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。

# 重大な労働災害を防ぐためには

# 1 トラック·荷台等からの 墜落·転落による <sup>21</sup> 死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが 「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、 67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、 もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

# 事例

#### 足を滑らせてリアバンパーから転落(死亡災害)



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

# 事例

#### テールゲートリフターから転落(死亡災害)



被災者はテールゲートリフターに 乗り、工業用油200ℓが入ったドラム 缶1缶を荷台から荷おろしする作業 をしていました。被災者は何らかの 理由でテールゲートリフターからト ラック後方に転落しました(転落高 110cm)。なお、同被災者は保護帽を 着用していませんでした。

# ▶労働災害を防ぐためのポイント!

#### 対 策

#### 作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう



ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡 災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業で あっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。 また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を

#### その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業者で荷役作業を行う場合、作業指 揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業者が移動する場合、作業指揮者 は地面レベルから全般を見渡し、確認および 指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など 高所で作業を行う場合は、安全帯を着用する か、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



# 事業報告書・事業実績報告書の提出について

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づき、奈良運輸支局長へ報告書の 提出が義務付けられています。期限までに提出いただきますようお願いいたします。

○提出部数:3部(うち1部は事業者控え)

○提出先等

区分	提出先		事業報告書		事業実績報告書
一般貨物自動車運送事	主たる事務所の所在地を 管轄する地方運輸局長	対象期間	毎事業年度	対象期間	前年4月1日 ~3月31日
業者	(奈良運輸支局長を経由できます)	提出 時期	毎事業年度の経過後 100日以内	提出 時期	毎年7月10日まで
特別積合せ 貨物運送を 行う一般貨 物自動車運 送事業者	国土交通大臣 (近畿運輸局長を経由できます)		同上		同上
特定貨物自 動車運送事 業者	主たる事務所の所在地を 管轄する地方運輸局長 (奈良運輸支局長を経由できます)				同上

次頁より報告書様式を掲載しておりますのでご活用ください。また、奈良県トラック協会ホームペ ージからもダウンロードができます。

記載方法等に不明な点がございましたら、協会事務局(担当:業務課、適正化事業課)までお問い 合わせください。

#### 事業者番号

年 月 日

住所

事業者名

代表者名

提出先	国土交通大臣	殿
挺山无	近畿運輸局長	殿

(提出先該当欄に〇印を記入すること)

# 一般貨物自動車運送事業事業報告書 貨物利用運送事業事業報告書

年 上 ・ 下 ・ 全 期

月 日 から 月 年 年 日 まで

> 事 の 種 類

一般貨物(特別積合せ・有)	鉄	軌	道	業
一般貨物(特別積合せ・無)	自	動車	道事	業
貨物利用運送事業	そ	の ·	他 事	業

(事業の種別の該当欄に〇印を記入すること)

第1号様式(第2条関係)第1表(日本工業規格A列4番)

事業者番号

# 事業概況報告書

( 年 月 日から 年 月 日まで)

住所事業者者名代表者名(役職名及び氏名)

電 話 番 号

#### 経営規模

資本の額又は	4田	発行済株式	株
出資金の総額	111	の総数	VK

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること。)

工なが上(万有が対象ッタイ)原にも有を記載すること。方	
株 主 名	発行済み株式総数対する割合(%)

#### 役 員

1人 月			
	役職名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役(理事)等			
秋师 区 (左手) 守			
会 計 参 与			
E6 + 40 (E6 + 5) kk			
監査役(監事)等			

#### 経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
合 計		100%

- 備考1. 従業員数は、給料支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあっては、25日人を1人として換算)の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
  - 2. 会社法(平成17年法律第86号)第2条第12項に規定する委員会設置会社にあっては、「監査役」を「執行役」とすること。

事	業	老	悉	号
7	7	1	100	77

# 一般貨物自動車運送事業損益明細表

(	年	月	日	から	年	月	日まで)		
	住			所					
	事	業	者	名					

(単位・千円)

				(単位:千円)
営		貨 物	運 賃	
	運送収入	その	他	
収		計		
益	運	送雑	収 入	
	合	計		
		人件	費	
			ソリン費	
		軽	油費	
		燃料油脂費 そ	の他	
営	<b>'</b> E		計	
	運	事	業用自動車	
		修繕費そ	の他	
			計	
		事	業用自動車	
業		減価償却費 そ	の他	
//	送	100 miles	計	
		 保 険		
		施設使		
		自動車リ	- / ス 料	
費		施設賦		
	費	事故賠		
		道路使		
		フェリーホ、一		
		その		
用		計		
/ 13		人件		
	一般管 理費	ス II そ の		
	理費	計		
			計	
	業		<u></u>	
凸	金	:		
営業外	を		· <u> </u>	
収益	て 合	<u> </u>		
		 融     費	計 , 田	
営業外	金			
費用	そ ^	0	他	
77.4	合	/N LID	計	
営	業	外 損	益	
経	常	損	益	

第3号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

梅 艸 業 #

# -般貨物自動車運送事業人件費明細表

日 で で	所
田	
サ	$\boxplus$
H My G	
H	
サ	
$\smile$	

 $\frac{4}{4}$ 奔

業

#

(単位:千円)

1111	п												
∢	П												
1 乾 悠 埔 サ	双目任												
1													
	+=												
費	他												
送	(V)												
重	7												
	転 者												
	運												
4		: 員 報 酬	宗 圭 ・ 妹 !	4	( 岩 小	(支給延人員) (人月)	職 金	:定福利費	:生福利費	; 時 雇 賃 金	(雇用延人員) (人目)	その他の人件費	11111111
1>	<1	從	柒	恒		(支糸	淨	洪	宣	盟	(雇用	40	<b>∢</b> □

(支給延人員)欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。 (雇用延人員)欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員 (人日)を記載すること。 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。 備考

. ..

# 損益計算書

年 月 日から 年 月 日まで

事業者名

		科			収	益	費	用	 益
	営	一般貨物自動車		せ		千円		千円	 千円
	ૠ	運送事業	その	他					
経	業		利用運送事	業					
	損	その他事業	事	業					
常		ての他事未	争						
币	益		その他事	業					
			計						
損	営業外	金融		益					
	未外		産 等 売 却 損	益					
益	損	そ の	他損	益					
11112	益		計						
		<u>合</u>	計						
焅	固	定資産		益					
特別損益	前	期損益		益					
損	補っ	* 1	かかる損	益					
益	そ	の 他	特別損	益					
4光 己	計 7	合业 (1	新 新 新 新	- )					
法		当期利益() 人	税引前当期損 <i>9</i> 税	こ 等					
法	人			額					
当	期			÷)					
		,	前期繰越損失						
積		立 金	取崩	· <i>'</i> 額					
123		- 112	701	HVS					
中		間 配	2 当	額					
	配		] 益準備金積立						
			当期未処理損失						
LH 37.									

損益計算書の注記事項

1	重要な会計方法	

2. 会計方針又は記載の方法の変更及びその増減額

科 目 名	変	更	の	内	容	変更による増減額
						千円
						千円

変	更に	こよ	る
当	期	利	益
0	増	減	額
			千
			Ш

3. 子会社又は支配株主との営業取引

子会社と の営業取	収益中	手以外	千 円	人配が工	収益中	千 以外	千 円
引高	費用中	チもの	千 円	形司古	費用中	チャもの	千円

4.	その他の注記事項
<del>+</del> .	*( V / 1115 V / (T p) ( = 112 C)

#### 貸借対照表 (その1)

年 **産**の 日現在 部 事業者名

科				-
(項) 現 金 預 金 受 取 下 形 未 収 定 質 未 収 入 金 セ マ 変 取 下 形 末 収 入 金 セ マ 変 取 で 質 税 未 収 取 経 類 類 質 付 金 全 立 音 金 看 面 証 券 所 蔵 品 前 払 費 用	款		項	
<ul> <li>受取手 形</li> <li>未収入金</li> <li>未収入金</li> <li>未収り金</li> <li>投収を</li> <li>短期を付金</li> <li>有価 証券</li> <li>野町 蔵品 面面 五</li> <li>面上金</li> <li>一直 数 費用</li> <li>繰延税金 資産</li> <li>(収)固定 資産</li> <li>(収)固定 資産</li> <li>(収) 日東 画</li> <li>(収) 日東 東西 国</li> <li>(収) 日東 東 田 国</li> <li>(収) 日東 田 国</li> <li>(収) 日本 国</li> <li>(収) 日本 国</li> <li>(収) 日本 国</li> <li< td=""><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></li<></ul>		千円	千円	千円
未 収 次 会	金 預 金			
未 収 次 金	取 手 形			
未 収 消費 税 未 収 収 益 知 貸 付 金	収 運 賃			
未 収 消費 税 未 収 収 益 知 貸 付 金	収 3 会			
未 収 収 益   日				
立 替金       有 価 証 券       貯 蔵 品       前 払 費 用       線 延 税 金 資 産       親 会 社 株 式       その他 流動資産       (歌) 固 定 資 産       (日) 車       地       (日) 車       地       機 被 装 置       工具器具備品       土       地       量 変 権       度 別 性 預 金       長 期 性 資 金       長 期 性 資 金       長 期 性 資 金       子会社 株 式       投資有価 證券       子会社 株 式       投資有価 證券       子会社 株 式       投資有価 證券       子会社 財 正 財 企       長 期 正 政 定       長 期 正 政 定       (徽) 練 延 資 産       (歌) 種 延 資 産	以			
立 替 金       有 価 証 券       貯 蔵 品       前 払 費 用       線 廷 税 金 資 産       親 会 社 株 式       (款) 固 定 資 産       (日) 車       建 物       機 被 装 置       工具器具備品       土       堆 股 仮 勘 定       無 形 固 定 資 産       宮 薬 権       投 資 等       長 期 性 預 金       子会社 未 式 投資 有 価 証券       子会社 比 資金       長 期 性 預 金       長 別 性 預 金       長 別 性 預 金       長 別 市 社 要       資 有 価 証券       子 会社 比 定       日 産 資       長 期 証 税 要       (家) 練 延 資 産       (第) 維 延 資 産       (第) 離 延 資 産       (期 至 費       (期 至 費       (次 ) 額 至	以 以 益			
立 替 金 有 価 証 券	期貸付金			
有価 証券	替 金			
前 払 費 用	価 証 券			
前 払 費 用	蔵品			
前 払 費 用         線 延 税 金 資 産         親 会 社 株 式         その他流動資産         (家) 固 定 資 産         (国) 有 形 固 定 資 産         (日) 車         連         物         機 被 装 置         工具器具備品         土         建 設 仮 勘 定         無 形 固 定 資 権         登 業 権         投 期 貸 付 会         子会社 代 式         投 質 有価 証券         子会社 出資金         その他 出資金         長期 前 払 費 用         長期 資 産 産         (項) 創 業 費 費         (項) 創 業 費         費 費	払 全			
<ul> <li>親会社株式</li> <li>その他流動資産</li> <li>(款)固定資産</li> <li>(項)有形固定資産</li> <li>(目)中</li> <li>(連物・</li> <li>(基等)</li> <li>(基本)</li> <li>(基本</li></ul>	世 弗 田			
<ul> <li>親会社株式</li> <li>その他流動資産</li> <li>(款)固定資産</li> <li>(項)有形固定資産</li> <li>(目)中</li> <li>(連物・</li> <li>(基等)</li> <li>(基本)</li> <li>(基本</li></ul>				
その他流動資産         (款) 固定資産         (項) 有形固定資産         (目) 車         煙物         機械装置工具器具備品         土         建設仮勘定         無形固定資産         営業権         投資付金長期貸付金長期貸付金人子会社出資金人会社出資金人の他出資金人の他出資金長期前払費用長期離延稅金資産         長期前払費用長期離稅金資産         破産債権等         (款) 繰延資産         (項) 創業費費         (項) 創業費費				
(款) 固 定 資 産 (項) 有形 固 定 資 産 (目) 車 両  建 物 構 築 物 機 械 装 置 工具器具備品 土 地	会 住 殊 式			
(款) 固 定 資 産 (項) 有形 固 定 資 産 (目) 車 両  建 物 構 築 物 機 械 装 置 工具器具備品 土 地				
(款) 固 定 資 産 (項) 有 形 固 定 資 産 (目) 車 両  建 物 構 築 物 機 械 装 置 工具器具備品 土 地  生 股 仮 勘 定 無 形 固 定 資 産				
(款) 固 定 資 産 (項) 有形 固 定 資 産 (目) 車 両  建 物 構 築 物 機 械 装 置 工具器具備品 土 地				
(款) 固 定 資 産 (項) 有形 固 定 資 産 (目) 車 両  建 物 構 築 物 機 械 装 置 工具器具備品 土 地				
(款) 固 定 資 産 (項) 有 形 固 定 資 産 (目) 車 両  建 物 構 築 物 機 械 装 置 工具器具備品 土 地  生 股 仮 勘 定 無 形 固 定 資 産	) 他 流 動 資 産			
(項) 有 形 固 定 資 産 (目) 車 両 建 物 横 築 物 機 械 装 置 工具器具備品 土 地		l I	I	
(目) 車 両 建 物 横 築 物 機 械 装 置 工具器具備品 土 地	まります。 第一章 次 文			
建物       機	多			
構 築 物 機 械 装 置 工具器具備品 土 地  建 設 仮 勘 定 無 形 固 定 資 権 営 業 権  投 資 等 長 期 貸 付 金 子 会 社 株 式 投資 有価証券 子 会 社 株 式 投資 有価証券 子 会 社 出資金	車			
機 械 装置       工具器具備品         土       地         建設 仮 勘 定       無 形 固 定 資 産         営業 権          投資 等       長期性預金         長期貸付金       子会社株式投資有価証券         子会社出資金       その他出資金         長期前私費用       長期維延税金資産         破産債権等       (環)線 延 資 産         (環)創業費       費         開発費       費	建物			
機 械 装置       工具器具備品         土       地         建設 仮 勘 定       無 形 固 定 資 産         営業 権          投資 等       長期性預金         長期貸付金       子会社株式投資有価証券         子会社出資金       その他出資金         長期前私費用       長期維延税金資産         破産債権等       (環)線 延 資 産         (環)創業費       費         開発費       費	構築物			
土     地       建設仮勘定       無形固定資産       営業権       投資等長期性預金長期貸付金子会社株式投資有価証券子会社出資金子会社出資金       その他出資金長期前払費用長期繰延税金資産 破産債権等       (款)繰延債       (款)線 延 資産       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費費	機械装置			
土     地       建設仮勘定       無形固定資産       営業権       投資等長期性預金長期貸付金子会社株式投資有価証券子会社出資金子会社出資金       その他出資金長期前払費用長期繰延税金資産 破産債権等       (款)繰延債       (款)線 延 資産       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費用       (項)創業費費	工具器具備品			
建設 仮 勘 定       無 形 固 定 資 産       営 業 権       投 資 等       長期 性 預 金       長期 貸付金       子会 社 株 式       投資有価証券       子会社出資金       その他出資金       長期前 私費用       長期離延税金資産       破 産 債 権 等       (款) 繰 延 資 産       (項) 創 業 費       開 発 費	十 抽			
無 形 固 定 資 産	1. 10			
無 形 固 定 資 産				
無 形 固 定 資 産	7th 7th /r thi da			
技質等         長期性預金         長期貸付金         子会社株式         投資有価証券         子会社出資金         その他出資金         長期前払費用         長期維延税金資産         破産債権等         (款)繰延賃産         (項)創業費         開発費	建設 仮 勘 足			
技質等         長期性預金         長期貸付金         子会社株式         投資有価証券         子会社出資金         その他出資金         長期前払費用         長期維延税金資産         破産債権等         (款)繰延賃産         (項)創業費         開発費	多固定資産			
投資等         長期性預金         長期貸付金         子会社株式         投資有価証券         子会社出資金         その他出資金         長期前払費用         長期繰延税金資産         破産債権等         (款)繰延資産         (項)創業費         開発費	営 業 権			
長期性預金         長期貸付金         子会社株式         投資有価証券         子会社出資金         その他出資金         長期前払費用         長期繰延税金資産         破産債権等         (款)繰延賃産         (項)創業費         開発費				
長期性預金         長期貸付金         子会社株式         投資有価証券         子会社出資金         その他出資金         長期前払費用         長期繰延税金資産         破産債権等         (款)繰延賃産         (項)創業費         開発費				
長期性預金         長期貸付金         子会社株式         投資有価証券         子会社出資金         その他出資金         長期前払費用         長期繰延税金資産         破産債権等         (款)繰延資産         (項)創業費         開発費	~			
長期貸付金         子会社株式         投資有価証券         子会社出資金         その他出資金         長期前払費用         長期繰延税金資産         破産債権等         (款)繰延資産         (項)創業費         開発費	長 期 州			
投資有価証券         子会社出資金         その他出資金         長期前払費用         長期繰延税金資産         破産債権等         (款)繰 延 資 産         (項)創業費         開発費	区别任俱並			
投資有価証券       子会社出資金         その他出資金       長期前払費用         長期繰延税金資産          破産債権等          (款)繰延資産          (款)繰延資産          (款)線延費          (項)創業費          開発費	文			
子会社出資金         その他出資金         長期前払費用         長期繰延税金資産         破産債権等         (款)繰延資産         (款)繰延資産         (項)創業費         開発費	子 会 住 株 式			
その他出資金 長期前払費用 長期繰延税金資産 破産債権等 (款)繰 延 資 産 (項)創 業 費 開 発 費	投資有価証券			
その他出資金 長期前払費用 長期繰延税金資産 破産債権等 (款)繰 延 資 産 (項)創 業 費 開 発 費	子会社出資金			
長期前払費用       長期繰延税金資産       破産債権等       (款)繰延貨産       (項)創業費       開発費	その他出資金			
長期繰延税金資産       破産債権等       (款)繰延資産       (項)創業費       開発費	長期前払費用			
破産債権等       (款)繰延資産       (項)創業費       開発費	長期鰻延税金資産			
(款)繰     延     資     産       (項)創     業     費       開     発     費				
(項) 創     業     費	火 圧 頂 惟 守			
(項) 創     業     費				
(項) 創 業 費 開 発 費				
(項) 創     業     費	資			
開発費	業費			
新株発行費	発 費			
471 VI 7L 13 B	株 発 行 費			
Via de la				
資 産 の 部 合 計	部 合 計			

(その2)

#### 負債の部

科	Ħ	款	項	目
(款)流 動	負 債	千円	千円	千円
(項) 支	払 手 形			
未	払 金			
未	払 消 費 税			
未	払 費 用			
納	税充当金			
繰	延税金負債			
短	期償還社債			
短	期借入金			
預	り金			
前	受 金			
前	受 収 益			
賞	与 引 当 金			
7	<b>の M. 法 科 な 唐</b>			
	の他流動負債			
(款)固定				
	期支払手形			
社	期借入金			
	職給付引当金			
沤				
7	の他固定負債			
		<u> </u>		
負債の	部 合 計	<u> </u>		
R R	II			

#### 資 本 の 部

科	B	款	項	目
(款) 資	本	全 千円	千円	千円
(款) <b>法 廷</b>	準備 :	<b></b>		
(項) <b>資</b>	本準備:	<b>€</b>		
(款) 利 益	剰 余	<b></b>		
(項)利	益準備	仓		
(款)余剰金	(欠損金			
(項) 別	途 積 立	金		
(項)当期未処分利	益 (当期未処理損失			
(目)〔うち当期和	リ益(当期損失)〕		( )	
資本の	部合			
負債及び資	本の部合			

#### 貸借対照表の注記事項

1. 重要な会計方針

会計方針又は記載の方法の変更

科	目	名	変更の内容	変更による増減額
				千円

変更による 当期利益 の増減額 千円

3. 貸倒引当金

長	期	千円	短	期	千円

- 有形固定資産の原価償却額(減価償却費の累計額)
- 子会社に対する金銭債権又は金銭債務

	長	期	短	期
金銭債権		千円		千円
金銭債務				

支配株主に対する金銭債権又は金銭債務

	長	期	短	期
金銭債権		千円		千円
金銭債務				·

- 7. 重要な流動資産又は取引所の相場のある株式若しくは社債につきその時価が取得価額又は製作価額より著しく低い場合に おいて、取得価額又は製作価額を付したときの注記
- 8. 固定資産の償却年数又は残存価値を変更したときは、その旨を注記すること。ただし、その変更が軽微であるときは、この 限りでない。
- 9. 重要な資産又は負債が外貨建てであるときは、その旨を注記すること。ただし、会社の財産の状態を判断するため重要でな いとき、この限りでない。

千円

10. 担保に供されている資産の科目の名称

担保に係る債務の総額

11. 取締役及び監査役に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債権	千円	金銭債務	千円

12. 保証債務、手形遡求義務その他これらに準ずる債務で負債の部に計上しないもの

保 証 債 務	千円
手形遡求義務	

- 13. 商法 (明治32年法律第48号) 第287条の2に規定する引当金は、負債の部に別に引当金の款を設けて計上することができる。 この場合においては、その計上の目的を示す適当な名称を付して整理すること。
- 14. 13に規定する引当金で引当金の款以外の款に計上するものは、商法第287条の2に規定する引当金であることを注記すること。
- 15. 1株あたりの当期利益又は当期損失

当期利益 H 当期損失 円 16. 商法第290条第1項第4号に規定する超過額 千円 開業準備費、試験研究費及 当該決算期に積立てる 資本準備金+利益準備金+ び開発費から成る繰延資産 ことを要する利益準備金

- 17. 1から12まで及び14から16までに規定するもののほか、貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な 事項は、注記すること。
- 18. 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

		_	般	杜
区分	特	利	霊	行完
	積	!用	柩	\ \ \

事業者番号	
-------	--

#### 貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

事業概況(	年3月31日現在)									
事業用自動車	直	従業員	数		J	運転	者 数			人
事業内容(前年4月	 1日から3月31日まて	<u>.</u>								
ダ ン プ	による土砂	〉 等 輸	送	冷	凍	•	冷	蔵	輸	送
基準緩和認	定車両による長力	ト物品等	輸送	原	木	•	製	材	輸	送
国際海	上コンテ	ナ輸	送	引		越		輸		送
コンクリートミキ	サー車による生コン	ノクリート!	輸送	そ	の他					
危 険	物等	輸	送	1						)

輸送実績(前年4月1日から3月31日まで)

11777		1133	1 1/1 1 1 10 2	707] O 1 H O C	,				
			一段(口里/	延べ実働車 両数(日車)	走 行 キ ロ	」実 車 キ ロ ) (キロメートル)	<u>輸送</u>  実 運 送  (トン)	ト ン 数 利 用 運 送 ( ト ン )	営業収入(千円)
北	海	道							
東		北							
	陸信	越							
関		東							
中		部							
近		畿							
中		玉							
四		玉							
九		州							
沖		縄							
全	国	計							

#### 事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	件	重大事故件数	件	死者数	人	負傷者数	人

#### 備考1区分の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

- 2 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事し ている従業員うち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
- 3 事業内容については、主なもの三項目以内を○印で囲むこと。
- 4 危険物等とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令101号)別記様式の(注)の「積載危険物等」
- 5 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべて の営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については、 当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る 貨物取扱量)について記載すること。
- 6 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 7 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

# 令和3年度 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱

# 令和3年度

# 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱

融資公募枠 総 枠 3億円 公募期間 令和3年6月14日(月)~令和3年9月30日(木)

	-1 VE 11 & -1 VIII
	融資対象事業
近代化基金	1 トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
(一般)融資	①近代化・合理化のための事務機器等(コンピュータ・ファクシミリ
	・複写機・MCA機器・ソフトウェア等)の設置購入に要する資金
	②設備の「補修・改修」に要する資金
	2 福利厚生施設の整備に要する資金(男女別施設(トイレ・更衣室・休憩
	室等)を含む)
	,, = ,,
	3 荷役機械(テールゲートリフターの設置を含む)・車両等の購入(代替
	を含む)及び車両の改造に要する資金
環境対応車	全ト協及び奈ト協の導入促進助成事業の対象となる環境対応車(CNG車
及び省エネ	及びハイブリッド車)及び省エネ関連機器(EMS及びドライブレコーダ
関連機器導	一等)の導入に伴う資金
入に係る融	
資	
×	
よっ! む目	
ポスト新長	
	用貨物自動車の導入に伴う資金
合車導入に	
係る融資	

公益社団法人 奈良県トラック協会

#### I.近代化基金(一般)融資

#### ●融資対象者

貨物自動車運送事業法の許可を受け、奈良県に本社を有し、かつ(公社) 奈良県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者、その共同体及 びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に 限る。以下同じ)であって商工組合中央金庫と取引資格のあるもの。(予 定を含む)

(注)融資機関は「商工中金」と定められているため、借入れ申込みに当た っては、商工中金に出資している事業協同組合の構成員であり、資格 を有していることが必要です。したがって、資格を有さない申込者は 予め「商工中金」でご相談下さい。

商工中金奈良支店 L(0742)30-1051

#### ●融資対象事業

- 1. トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金 ①近代化・合理化のための事務機器(コンピュータ・ファクシミリ 複写機・MCA機器・ソフトウェア等)の設置購入に要する資金 ②設備の「補修・改修」に要する資金
- 2. 福利厚生施設の整備に要する資金(男女別施設(トイレ・更衣室・休憩 室等を含む)
- 3. 荷役機械(テールゲートリフターの設置を含む)・車両等の購入(代 替を含む)及び車両の改造に要する資金
- (注)①土地取得のみでは対象になりません。
  - ②上記事業に要する資金で、投資の時期が令和3年4月1日以降令和 4年3月末日までの期間内であるものを融資対象とする。
  - ③近代化基金融資借入れについて、税金は所要資金に含まれません 税金のうち消費税は所要資金に含むことができます。

#### ●融 資 条 件

1. 融資限度

個別企業体 3 千万円

共 同 体

1 億円

2. 貸出利率

取扱金融機関の所定利率(優遇利率適用)による。

3. 償還期間

10年以内とする。但し、減価償却年数が10年を下回る物件は法定 耐用年数以内(車両については5年以内)

4. 償還方法

据置期間(償還期間のうち6ヵ月以内)の終了後、月賦、隔月賦又は 3ヵ月ごとの元金均等償還とする。

5. 担保·保証人 取扱金融機関の定めるところによる。 (注)(公社)奈良県トラック協会は債務保証をいたしませんので、商工 中金の定める担保と保証人を必要とします。

詳細につきましては、事前に「商工中金」にご相談下さい。

#### 6. 再融資の制限

個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合には、申込時点において融資残高が融資枠の範囲内であればその余枠をいつでも利用できる。

(注)近代化基金融資を利用して購入した車両については、車検証の「所有者」名義は借入を行った事業者であることが条件です。 また、土地・建物等についても、名義は借入を行った事業者であることが条件です。

#### 7. 申込者の留意事項

①企業が所属する組合を通じて、商工中金から融資を受ける「転貸 方式」の利用ができる。

- (注)・転貸方式を利用した場合、信用保証協会の保証制度は利用 できません。
  - ・転貸方式の融資額は、事業協同組合の融資限度には算入しません。

※詳しい内容については、商工中金、又は所属の事業協同組合に お問い合わせ下さい。

②推薦通知は、融資の決定とは異なる。

推薦は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認し証明するものであり、その後取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

#### ● 利 子 補 給

1. 利子補給率

この融資の借入者に対し(公社)奈良県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。

借	入	者	個別企業体・共同体
利子	·補給	率	年0.3%

2. 利子補給は、借入者が商工中金に対して提出する念書(商工中金に て用意)に基づいて(公社)奈良県トラック協会から商工中金に直 接支払います。

#### 3. 利子補給の制限

借入者が正当な理由なく推薦決定を受けた事業計画と異なったものに借入金を転用した場合は、利子補給を打切るとともに、既に受けた利子補給も返還を求めるものとする。

4. 当協会は、本要綱の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと判断した場合又は次のア、イのいずれかに該当するときは、

事業者に対し、利子補給の打ち切り及び既に交付した利子補給の全部 もしくは一部の返還を命じることができる。

ア. この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき

イ. 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

#### ●設備完成報告

借入者は、融資対象物件を完成(購入)後、すみやかに所定様式により 『設備完成(購入)報告書』を(公社)奈良県トラック協会あて提出し て下さい。

報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。

#### ●取扱金融機関

商工組合中央金庫奈良支店

#### ●申 込 先

(公社) 奈良県トラック協会

#### ●申 込 方 法

所定の申込み用紙により公募期間満了日迄に到着するよう個々に申込み 下さい。下記の書類を提出して下さい。

- ①融資推薦申込書
- ②企業要項
- ③事業計画書
- ④事業計画に係る見積書
- ⑤所在地案内図(土地、建物の場合)
- ⑥公図(土地の場合)
- ⑦平面図 (建物の場合)
- ⑧承諾書

#### ●そ の

- 1. 融資申込について協会で対象事業の適格性を検討し、推薦の適否を 決め取扱い金融機関に推薦する。但し、貸出しの執行については、 金融機関の判断によるものとする。
- 2. 受付は申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った場 合に限り、(公社)全日本トラック協会に申込むこととする。 但し(公社)全日本トラック協会で実施する近代化基金融資の応募 額が、その公募額を上回る場合には、公平に調整のうえ一部減額し て決定することがある。

#### 3. 参

(公社) 全日本トラック協会で実施する補完に係る融資条件

◎大規模プロジェクトの事業規模が、1億円以上5億円までの投資 額の30%。

なお、車両等の購入及び改造を除く。

(注) 補完に係る融資の応募額の合計額が、その公募枠を上回る場合 には、公平に調整のうえ、応募額を下回る額を推薦額として決 定することがある。

#### Ⅱ.環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資

#### ●融資対象事業

環境対応車(CNG車及びハイブリッド車)の導入及び省エネ関連機器(EMS及びドライブレコーダー等)の導入に伴う資金

(注) ①環境対応車とは、(公社) 全日本トラック協会及び(公社) 奈良県トラック協会の導入促進助成事業対象となるCNG車及びハイブリッド車をいう。

②省エネ関連機器とは(公社)全日本トラック協会及び(公社) 奈良県トラック協会の導入促進助成事業対象となるEMS及びドライブレコーダー等をいう。

#### ●融 資 条 件

- 1. 融資限度 3千万円
- 2. 近代化基金の融資を受けている場合でも申込みができます。 但し、申込時点において融資限度額を超えないこと。
- 3. 貸出利率 取扱金融機関の所定の利率(優遇利率適用)による。

#### ●償 還 期 間

5年以内(据置期間6ヵ月を含む。)とする。

#### ●償 還 方 法

据置期間(償還期間のうち6ヵ月以内)の終了後、月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等償還とする。

#### ●担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。(一般融資の場合と同じ。)

#### ●融 資 方 法

一般融資の場合と同じ。

#### ●利 子 補 給

この融資の借入者に対し、(公社)全日本トラック協会・(公社)奈良県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。

個別企業体・共同体 年0.3%(内、全ト協負担0.1%)

#### ●設備完成報告

借受人は、融資対象物件を完成(購入)後、すみやかに所定様式により 『設備完成(購入)報告書』を(公社)奈良県トラック協会宛提出して 下さい。報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。

#### ●申 込 方 法

一般融資の場合と同じ。

#### ●その他

- 1. 融資申込みについて協会で対象事業の適格性を検討し、推薦の適否 を決め取扱い金融機関に推薦する。 但し、貸出しの執行については金融機関の判断によるものとする。
- 2. 受付けは申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがあります。

#### Ⅲ.ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資

#### ●融資対象事業

国が定めるポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業 用貨物自動車の導入に対する融資制度。

- (注1)ポスト新長期規制適合車とは「道路運送車両の保安基準の細目を定 める告示等の一部を改正する告示」(平成20年3月25日国土交通 省告示第348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目 を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号) に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。
- (注2) 平成28年排出ガス規制適合車とは「道路運送車両の保安基準」 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する 告示(平成27年7月1日)による改正後の「道路運送車両の保安基 準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第6 19号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

#### ●融 資 条 件

- 3千万円 1. 融資限度
- 2. 近代化基金の融資を受けている場合でも申込みができます。 但し、申込時点において融資限度額を超えないこと。
- 3. 貸出利率 取扱金融機関の所定の利率(優遇利率適用)による。

#### ●償 還 期 間

5年以内(据置期間6ヵ月を含む。)とする。

#### ●償 還 方 法

据置期間(償還期間のうち6ヵ月以内)の終了後、月賦、隔月賦又は3 ヵ月ごとの元金均等償還とする。

#### ●担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。(一般融資の場合と同じ。)

#### ●融 資 方 法

一般融資の場合と同じ。

#### ●利 子 補 給

この融資の借入者に対し、(公社)全日本トラック協会・(公社)奈良県 トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利 子補給を行うものとする。

個別企業体・共同体 年0.3%(内、全ト協負担0.1%)

#### ●設備完成報告

借受人は、融資対象物件を完成(購入)後、すみやかに所定様式により 『設備完成(購入)報告書』を(公社)奈良県トラック協会宛提出して下 さい。報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。

#### ●申 込 方 法

一般融資の場合と同じ。

#### ●そ の 他

- 1. 融資申込みについて協会で対象事業の適格性を検討し、推薦の適否 を決め取扱い金融機関に推薦する。 但し、貸出しの執行については金融機関の判断によるものとする。
- 2. 受付けは申込み順とし、申込み総額が前記1の融資総枠を上回った 場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがあります。

# 飲酒運転の根絶を目指して

# 飲酒運転に対する運転者への罰則

#### 事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

#### 酒酔い運転

- ●5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
- )違反点数35点
  - \*免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

#### 酒気帯び運転

●3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき 0.25mg以上

(25点

免許取消し <sup>(欠格期間2年)</sup>

呼気 1 リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満 免許停止 (90日)

\*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

13点

#### 飲酒運転で人身事故を起こすと

, (自動車運転死傷行為処罰法)

#### 危険運転致死傷罪

●アルコールの影響により正常な運転ができない 状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

●アルコールの影響により正常な運転ができない おそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離 れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過 失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以 下の懲役となります。

#### 過失運転致死傷罪

●危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の 運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

> 7年以下の懲役もしくは禁錮 又は100万円以下の罰金

# 飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合



100日車 初違反 200日車 再違反

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、 下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合



違反営業所に対して 14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし. かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義 務違反の場合

違反営業所に対して 7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が 飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合



違反営業所に対して 3日間の事業停止

トラック運送業界としては、ここに掲載した事業用トラックドライバーの業務中の飲酒 の実態や、運行管理者の行う点呼をかいくぐった飲酒ドライバーの行動などを踏まえ、社 内教育などを通じて飲酒運転の再発防止策を積極的に展開する必要があります。

「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り 組みを展開しましょう。

# 飲酒運転の根絶を目指して

# ~トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策~

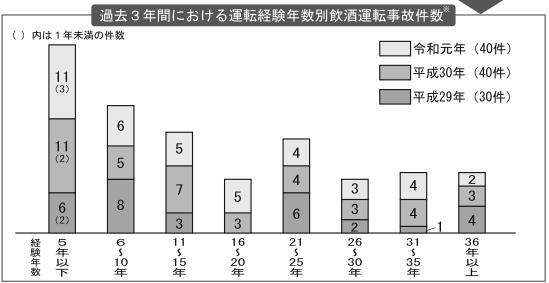
近年、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラック ドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著 しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの 信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質極まりない行為です。

現下の新型コロナウイルス禍においても、トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、 産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業として、多くのトラックドライバ ーは使命感をもって日夜輸送を行っている中、こうした一握りの心無いドライバーの行為が、 トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなります。

ここに掲げた飲酒の実態をみると、経験年数5年以下のドライバーに飲酒運転事故が最 も多くみられますが、それ以上の経験年数でも飲酒運転事故が少なからず発生しており、 経験年数にかかわらず、全てのドライバーに対して飲酒運転根絶の指導を徹底していくこ とが求められます。

#### 過去10年間における運転経験年数別飲酒運転事故件数※

									(	単位:件)
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年度別件数 運転経験年数	46	43	23	43	42	29	46	30	40	40
<b>~ 5 年</b> (1 年未満の件数)	13 (5)	16 (7)	7 (2)	16 (5)	<b>6</b> (5)	11 (3)	14 (1)	6 (2)	11 (2)	11 (3)
6~10年	9	9	6	6	7	2	3	8	5	6
11~15年	6	5	2	7	7	3	7	3	7	5
16 ~ 20 年	7	3	3	3	5	2	7	0	3	5
21 ~ 25 年	2	3	1	2	7	2	2	6	4	4
26 ~ 30 年	2	1	2	4	6	2	4	2	3	3
31 ~ 35 年	2	3	1	1	1	4	4	1	4	4
36 <b>~</b>	5	3	1	4	3	3	5	4	3	2



・バス・ハイタクによる飲酒運転事故(物損事故を含む)の総件数。 ※表およびグラフの数値は事業用トラック(軽は含まず) (自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)



# 近畿交通共済からのお知らせ

# 自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

# 新規契約推進キャンペーン実施中

新規契約者のご紹介をお願いします。

#### 4月1日~9月30日

当組合令和2年度の契約推進状況は、新型コロナウイルス感染拡大による景気悪化のもとで契約者の減車・休車、廃業や休業等が顕著となり、自動車共済契約台数については、対人および対物共済が前年度末より減少し、搭乗者および車両契約は増加となりました。

当組合では、貨物運送事業者の皆さまが直面する交通事故のリスクに備えて共済商品やサービスを提供し、協同組合のメリットを生かして経営の一助となるよう努力しております。 現在、新規契約の獲得キャンペーンを実施し、積極的な新規契約勧誘活動をすすめておりますので、ぜひ当組合の自動車共済契約をご検討願います。

#### 新規契約推進キャンペーンの内容

期間中の新規契約について、事業者数(2 件以上)部門、 自動車共済掛金(20 万円以上)部門のそれぞれ上位 3 地域 に対し副賞を添えて表彰します。

また、特賞として、新規事業者紹介 1 件成立につき、 選べるギフト (6,000 円相当) を贈呈します。

#### 自賠責共済契約獲得キャンペーンも実施中

期間中に、新規自賠責共済契約獲得件数の上位 10 代理店に対して景品を進呈します。

また、特賞として、新規自賠責共済代理店の紹介1件成立につき粗品を進呈します。



#### 奈良地域 令和3年度の契約推進目標

#### 新規契約推進にご協力よろしくお願いいたします。-

今年度の当組合の契約目標台数は、対人 52,600 台、搭乗者 30,300 台、対物 51,200 台、 車両 22,300 台、自賠責 7,000 台と設定いたしました。奈良地域の目標台数は下表のとおり です。目標達成に向け、一層のご協力をよろしくお願いいたします。

≪奈良地域の契約推准目標(台数)≫

	対 人	搭乗者	対 物	車 両
2年度末台数	3, 892	2, 725	3, 849	1, 651
3 年度目標台数	3, 910	2, 735	3, 870	1, 660
増加台数	18	10	21	9

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近畿 共済の自動車共済・自賠責共済をご利用ください ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59-1701まで

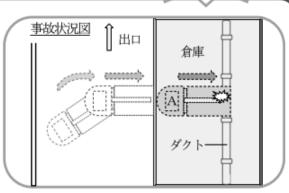
# 確認不足が招く事故 !<<

# 事故の状況)

Aは、クレーンを格納せず走行し、車 を転回しようと後退した際、倉庫内上部 にあるダクトへ衝突した。

# 運転者の話

積込み作業に時間が掛かり、納品時間に 遅れそうで気持ちが焦っていました。転回 するため、ミラーのみで後方を確認しなが ら倉庫内へバックで入った直後に大きな音 と衝撃を感じ、すぐに車を降りて確認をし た時、初めてクレーンがダクトに衝突して いることに気づきました。





# まとめ

この事故の原因は、積み込み後に焦りの心理に陥り、安全確認を行わず後退したことです。 焦っている時こそ気持ちを落ち着かせ、必ず下車して周囲の安全確認を行い、後退事故の根 絶に努めましょう。

#### コメンタリ一運転で事故防止

構内で後退する際は、下車して周囲の安全確認を行い、"後方よし"の合言葉で コメンタリー運転を実践しましょう。



# 安全推進重点項目 " | " 安全運転推進スローガン "

構内事故の防止 (「慣れ・油断」からの事故防止)

│ ちょっと待て! 周囲の確認 もう一度

新型コロナウイルスを含む感染症対策の「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」 に努めましょう。

# 第113回 トラック運送業界の景況感 (速報)

# 第113回

# トラック運送業界の景況感(速報)

令和3年1月~3月期

日銀短観(3月調査)では、自動車の改善(+10)等が寄与し、製造業の景況感は▲6(前年 同期▲12、前期(12月)▲20)と回復基調となったが、非製造業の景況感は▲9(前年同期▲ +1、前期(12月)▲11)と回復は鈍く、なかでも運輸・郵便業の景況感は▲29(前年同期▲ 12、前期(12月) ▲32) となっている。

こうしたなか、令和3年1月~3月期のトラック運送業においては、「宅配貨物」の輸送量、 営業収入、営業利益は堅調に推移、「一般貨物」、「宅配以外の特積」でも輸送量が回復基調 となり、営業利益等の改善が寄与し、令和3年1月~3月期の景況感は▲41.0(前年同期比)と なり、前回(▲65.3) から24.3ポイント改善した。

なお、今後の見通しは、変異株の新型コロナウイルス感染症拡大、3回目の緊急事態宣言発 令等による経済活動の低迷の影響を織り込み、▲42.0(今回▲41.0)と1.0ポイント悪化する 見込みである。

#### 詳細は(公社)全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感(速報)

#### 1 業界の景況感:今回(令和3年1月~3月期)の概況と今後の見通し

#### 今回の 状況

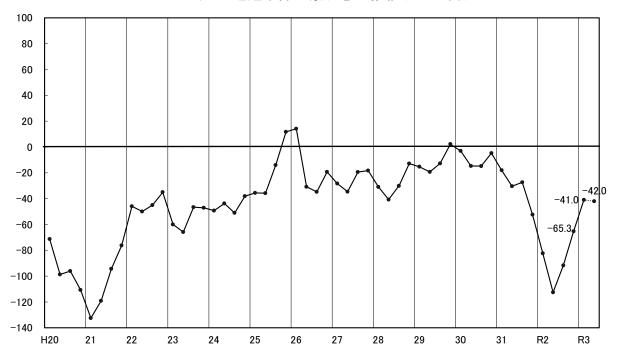
業界の景況感は、「好転」とした事業者は18.7%(前回11.0%)、「悪化」とした事業者は48.8% (前回62.1%)で、判断指標は▲41.0となり、前回(▲65.3)から24.3ポイント改善した。

#### 今後の 見通し

業界の景況感の今後の見通しは、▲42.0(今回▲41.0)と1.0ポイント悪化する見込みである。



#### トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1)各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R2.10月~12月期)の状況、中段は今回(R3.1月~3月期)の状況、下段は今後(R3.4月~6 月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2)各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3)各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力 不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪 化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数)=a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1~5の回答数の和)

指標= $\{(+2\times a1)+(+1\times a2)+(0\times a3)+(-1\times a4)+(-2\times a5)\}$ ÷A×100

#### 2 共通の概況(1):今回(令和3年1月~3月期)の状況と今後の見通し

#### 今回の 状況

- 実働率は▲23.1(前回▲44.8)と21.7ポイント改善、実車率は▲24.5(前回▲44.3)と19.8ポイント 改善し、前回より輸送効率は改善した。
- 採用状況は▲1.8(前回▲7.2)と5.4ポイント上昇し、雇用状況(労働力の不足感)は42.6(前回 49.4)と6.8ポイント低下し、労働力の不足感は緩和された。

#### 今後の 見通し

- 実働率は▲25.5(今回▲23.1)と2.4ポイント悪化、実車率は▲28.5(今回▲24.5)と4.0ポイント悪化し、輸送効率は悪化する見込みである。
- 採用状況は▲2.6(今回▲1.8)と0.8ポイント下げ、雇用状況(労働力の不足感)は51.2(今回42.6)と8.6ポイント上昇し、労働力の不足感が強くなる見込みである。



(注4)雇用状況については、上段は前回(R2.10月~12月期)の状況、中段は今回(R3.1月~3月期)の状況、下段は今後(R3.4月~6月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

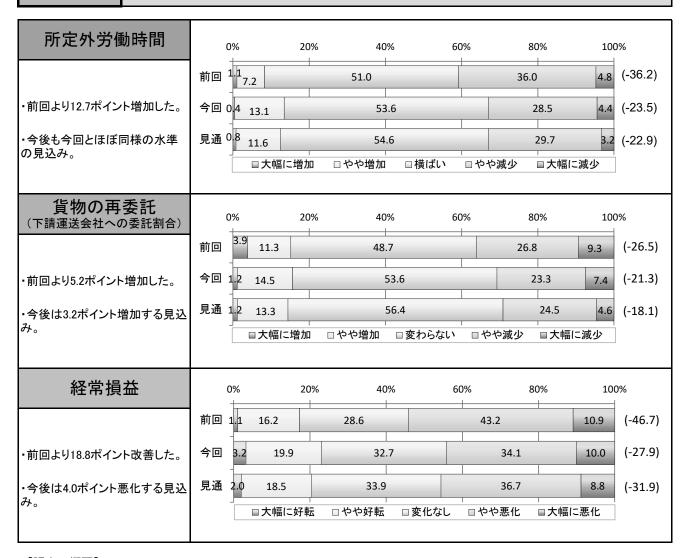
#### 3 共通の概況②:今回(令和3年1月~3月期)の状況と今後の見通し

#### 今回の 状況

- ・ 所定外労働時間は▲23.5(前回▲36.2)と12.7ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社へ の委託割合)は▲21.3(前回▲46.7)と5.2ポイント増加した。
- 経常損益は▲27.9(前回▲46.7)と18.8ポイント改善した。

#### 今後の 見通し

- 所定外労働時間は▲22.9(今回▲23.5)と0.6ポイント増加、貨物の再委託は▲18.1(今回 ▲21.3)と3.2ポイント増加する見込みである。
- 経常損益は▲31.9(今回▲27.9)と4.0ポイント悪化する見込みである。



#### 【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第 113回調査は、令和3年4月1日に、モニターに対し て調査開始、令和3年4月30日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者 全体
64	438	502

# 軽油価格調査集計表(2021年3月)

令和3年4月26日現在 (公社)全日本トラック協会

2021年3月	単純集計表	地区:近	畿/県(沖縄除) :全県		
	スタンド平均	ローリー平均	カード平均		
	104.21	95.67	100.80		
2021年3月	元売別集計表	地区:近畿	/県(沖縄除) :全県		
元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均		
ENEOS	103.47	93.86	105.38		
出光昭和シェル	107.23	97.83	99.64		
キグナス					
コスモ	95.10	93.74	109.50		
その他	104.86	96.18	93.43		
2021年3月	月間購入量別集計表	地区:近畿	/県(沖縄除) :全県		
月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均		
30キロリットル未満	104.49	96.29	103.79		
30~50キロリットル未満	99.70	93.40	89.08		
50~100キロリットル未満		93.69	103.00		
100キロリットル以上		94.45			
2021年3月	支払期限別集計表	地区:近畿	/県(沖縄除) :全県		
支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均		
30日未満	104.72	94.34	106.35		
30~60日未満	104.46	95.12	98.94		
60日以上	98.90	100.08	105.45		
軽油価格推移表		地区:近畿	/県(沖縄除) :全県		
	スタンド平均	ローリー平均	カード平均		
2020年11月	88.84	77.90	87.35		
2020年12月	90.49	82.21	93.25		
2021年1月	94.69	85.53	93.94		
2021年 2 月	99.20	89.40	97.56		
2021年 3 月	104.21	95.67	100.80		

# 適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和3年4	月実施状況	f	3 和 3	年 度 月	別 実	施件	数	
計画件数	実施件数	実施月	件 数	実施月	件 数	実施月	件 数	実施件数合計
可画干数	天旭干奴	4月 13件		8月	件 12月		件	
		5月	件	9月	件	1月	件	
14件	13件	6月	件	10月	件	2月	件	13件
		7月	件	11月	件	3月	件	

8. 乗務等の記録 (運転日報) の作成・保存は適正か。 13 0 0% 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆ 13 2 15. 4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 3 1 33. 3% 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 13 5 38. 5% 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 8 7 87. 5% 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 9 6 66. 7% 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 13 0 0% 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。 13 0 0% 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 0 0% 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 12 3 25. 0% 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 13 1 7. 7% 5. 定期点検及びその保存がされているか。 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 12 2 16. 7% 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 13 0 0% 04. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 12 2 16. 7% 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。 12 2 16. 7% 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。 12 2 16. 7% 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 13 6 46. 2% 1. 20 1		令和3年4月実施結果			
<ul> <li>2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 13 1 7.7% 4. 乗務員の体憩・睡眠髄液の位置とで収容能力に変更はないか。 13 1 7.7% 4. 乗務員の体憩・睡眠髄液の位置、収容能力は適正か。 13 1 7.7% 6.</li></ul>		調査事項	調査件数	指導件数	指導率
<ul> <li>2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 13 1 7.7% 4. 乗務員の体憩・睡眠髄液の位置とで収容能力に変更はないか。 13 1 7.7% 4. 乗務員の体憩・睡眠髄液の位置、収容能力は適正か。 13 1 7.7% 6.</li></ul>		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	13	1	7.7%
<ul> <li>事業計画等</li> <li>4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。</li> <li>5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。</li> <li>6. 帰出事に定要はないか。(役員・社員、特定物に係る荷主の名称変更等)</li> <li>11 0 0%</li> <li>7. 自家用貨物自動車の進法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。</li> <li>13 0 0%</li> <li>8. 名義貸し、事業の貸産し等はないか。</li> <li>13 0 0%</li> <li>1. 事故配場が適正に記録されているか。</li> <li>2. 自動車事故報告書を提出しているか。</li> <li>4 0 0%</li> <li>4 車両合帳が整備とおし、適正に記録されているか。</li> <li>1. 運行管理者が遅められているか。</li> <li>2. 直動車事故報告書を提出しているか。</li> <li>3. 運転音も個及び強美自う帳が適正に記入等されているか。</li> <li>4. 車両合帳が整備され、適正に記入等されているか。</li> <li>1. 運行管理者が遅められているか。</li> <li>2. 運行管理者が遅められているか。</li> <li>3. 運行管理者が遅められているか。</li> <li>3. 運行管理者が遅められているか。</li> <li>3. 運行管理者が遅められているか。</li> <li>4. 事業計画に使い、必要な員数の運転者を確保しているか。</li> <li>3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。</li> <li>4. 事業計画に使い、必要な員数の運転者を確保しているか。</li> <li>6. 過機能による運送を行っていないか。</li> <li>6. 過機能とよる運送を行っていないか。</li> <li>13 0 0%</li> <li>9. 運行記録計による記録及びその保存に活用は適正か。</li> <li>13 2 15. 4%</li> <li>10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。</li> <li>11. 乗務員に対して労制が指導を行っているか。</li> <li>12. 特定の乗務員に対して労制が指導を行っているか。</li> <li>12. 特定の乗務員に対して衛性診断を受けさせているか。</li> <li>13. 等のこの発 4. 日常成験基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。</li> <li>12. 整備管理者が避任され、届出されているか。</li> <li>12. 整備管理者を確めないての定体を受けさせているか。</li> <li>12. 整備管理者を確めないての法検を運転を行っているか。</li> <li>12. 整備管理者を存めないての保存がされているか。</li> <li>13. 0 0%</li> <li>14. 正常成験とでの保存がされているか。</li> <li>15. 定期を確しまれているか。</li> <li>16. 7%</li> <li>17. 万%</li> <li>18. 産業規とれ、届出されているか。</li> <li>19. 2. 16. 7%</li> <li>10. 17. 7%</li> <li>11. 変異の機能診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。</li> <li>12. 2. 16. 7%</li> <li>14. 日常の検証等を使い加入しているか。</li> <li>15. 7%</li> <li>16. 5%</li> <li>17. 7%</li> <li>18. 61. 5%</li> <li>17. 7%</li> <li>18. 61. 5%</li> <li>19. 7%をディンメントの、使用を除しにしているか。</li> <li>12. 2. 16. 7%</li> <li>12. 2. 16. 7%</li> <li>13. 6 46. 6. 2%</li> </ul>			13	1	7.7%
<ul> <li>事業計画等</li> <li>5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。</li> <li>6. 届出事項を要見ないか。(役員・社員、特定資物に係る商主の名称変更等)</li> <li>7. 自家用貨物自動車の強法な業解似行為(自トラの利用等)はないか。</li> <li>13 0 0%</li> <li>8. 名義貸し、事業の資漉し等はないか。</li> <li>13 0 0%</li> <li>1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。</li> <li>2. 自動車事故報告書を提出しているか。</li> <li>4. 車両自帳が整備といび企業員合帳が適正に記入等されているか。</li> <li>3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等されているか。</li> <li>4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。</li> <li>5. 事業報告書を提出しているか。</li> <li>2. 連行管理機能が定められているか。</li> <li>3. 運転者台帳及び従業員会の課金を提出しているか。</li> <li>4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。</li> <li>3. 運行管理者が選任され、適正に記入等されているか。</li> <li>3. 運行管理者が選任され、届出されているか。</li> <li>4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。</li> <li>3. 運行管理者で所定の研修を受けさせているか。</li> <li>4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。</li> <li>3. 2. 15、48</li> <li>6. 過費配よる運送を行っていないか。</li> <li>6. 過費配よる運送を行っていないか。</li> <li>6. 過費配よる運送を行っていないか。</li> <li>7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。</li> <li>9. 運行記録計による運送を記録なび条件・活用は適正か。</li> <li>13 2 15、48</li> <li>10 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。</li> <li>13 2 15、48</li> <li>10 運行指示言の作成、指示、携行、保存は適正か。</li> <li>13 2 15、48</li> <li>10 運行指示言の作成、指示、携行、保存は適正か。</li> <li>13 2 15、48</li> <li>11 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。</li> <li>12 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。</li> <li>11 整備管理は対しる運送を受けさせているか。</li> <li>12 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。</li> <li>11 整備管理を所定の研えを強に必要な指導監督を行っているか。</li> <li>12 整備管理を所定の研えを確定と対しているか。</li> <li>12 整備管理を所定のできな機能管理業務がなされているか。</li> <li>12 整備管理を所定のできながされているか。</li> <li>12 整備管理を所定の研えを受けさせているか。</li> <li>12 整備管理を所定のでるの保存がされているか。</li> <li>12 整理規模が定され、届出されているか。</li> <li>13 0 0%</li> <li>14 整理規模の制定との保存が活といいか。</li> <li>15 を実践がなされているか。</li> <li>16 を実践がなされているか。</li> <li>17 で表しいるがはまれているか。</li> <li>18 を実践がなされているか。</li> <li>19 を実践がなされているか。</li> <li>10 の条</li> <li>10 の条</li> <li>11 を実践がなされているか。</li> <li>12 2 16 であり、</li> <li>13 0 0 0%</li> <li>14 に対しながはまれているから、</li> <li>15 を理しないがはまれではまれているから、</li> <li>16 を表別を確定しま</li></ul>		3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	13	1	7.7%
5. 乗移員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適止か。 6. 品出事項に変更はないか。(後月・社員・物度物に係る荷主の名称変更等) 11 0 0 08 7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 13 0 0 08 8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 4 0 0 08 4. 車鞍記録が適正に記録され、保存されているか。 4 0 0 08 3. 運転者も軽及び活業員も軽が適正に記入等され、保存されているか。 13 1 7.7% 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。 13 1 7.7% 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。 13 0 0 08 5. 事業報告書及び事業実績報告を提出しているか。 13 0 0 08 5. 事業報告書及び活業員も軽が適正に記入等され、保存されているか。 13 0 0 08 6. 通常書も及び活業員も軽が適正に記入等され、保存されているか。 13 0 0 08 6. 通常書は関係が変められているか。 13 0 0 08 6. 通常書はおしているか。 13 0 0 08 6. 通常報による記録を行っているか。 13 1 7.7% 6. 通労防止を配慮し、必要な員数の運転者を確保しているか。 13 1 7.7% 6. 通労防止を配慮し、必要な員数の運転者を確保しているか。 13 1 7.7% 6. 通労助止を配慮し、必要な員数の運転者を確保しているか。 13 2 15.4% 6. 通常数による記録及びその記録、保存は適正か。 ☆ 13 0 0 08 9. 運行音響も変しているか。 ☆ 13 2 15.4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 ☆ 13 2 15.4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 ☆ 13 2 15.4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 ☆ 13 3.33、38 6. 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 13 5 38.5% 6. 12. 特定の乗務員に対して寄性診断を受けさせているか。 9 6 66.7% 11. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 13 0 0 08 12. 整定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 13 0 0 08 13. 整備管理者に対して対別な指導を行っているか。 9 6 66.7% 14. 日常成検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 13 0 0 08 12. 整理理解的度され、届出されているか。 12 2 16.7% 13. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 1 0 0 08 1 1 数表規則が開放され、届出されているか。 12 2 16.7% 1 2 2 16.7% 1 2 2 16.7% 1 3 分解時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 1 3 0 0 08 1 1 5 5 5 5 5 5 5 5 6 5 5 5 5 5 5 5 5 5	T 事業計画際	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	13	1	7.7%
7. 自家用貨物自動車の選法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 13 0 0% 8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 4 0 0 0% 0% 1. 東坡原盤が適面に記録され、保存されているか。 4 0 0 0% 0% 3. 運転者合帳及び従業員合帳が適正に記入等され、保存されているか。 13 1 7.7% 14. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。 13 0 0% 5. 事業報告書を提出しているか。 13 0 0% 5. 事業報告書及び事業実践報告書を提出しているか。 13 0 0% 0% 3. 運行管理規程が定められているか。 13 0 0% 3. 運行管理規程が定められているか。 13 0 0% 3. 運行管理財産に対しているか。 13 0 0% 3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 1 7.7% 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 13 2 15.4% 6. 過程献による運送を行っていないか。 ☆ 13 0 0% 0% 0% 7. 点呼の実施及びその配録、保存は適正か。 ☆ 13 0 0% 0% 1. 東衛院上改記録及びその保存・活用は適正か。 ☆ 13 0 0% 0% 1. 東行管理財 1. 東荷門に対してる協議の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 13 2 15.4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 3 1 33.3% 0 11. 乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 13 5 38.5% 0 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 9 6 66.7% 1. 整備管理財程の制定及び整備管理業務がなされているか。 9 6 66.7% 1. 整備管理財産の制定及び整備管理業務がなされているか。 12 3 25.0% 1. 東業規則が制定され、届出されているか。 12 3 25.0% 1. 東業規則が制定され、届出されているか。 12 3 25.0% 1. 政業規則が制定され、届出されているか。 12 3 25.0% 1. 東業規則が制定され、届出されているか。 12 3 25.0% 1. 東業規則が制定され、届出されているか。 12 3 25.0% 1. 東業規則が制定され、居出されているか。 12 3 25.0% 1. 東業規則が制定され、居出されているか。 12 2 16.7% 1. 決定條除・雇用保険に加入しているか。 12 2 16.7% 1. 決定條除・厚生年金保険に加入しているか。 12 2 16.7% 1. 運輸安全マネジメント・ 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 13 6 46.2% マネジメント・ 13 6 46.2%	1. 争業計画寺		13	1	7.7%
8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 13 0 0% 1. 事故配録が適正に記録され、保存されているか。 4 0 0% 3. 連転音台帳及び能養と提出しているか。 13 1 7.7% 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。 13 0 0% 5. 事業報告書を提出しているか。 13 0 0% 5. 事業報告書を提出しているか。 13 0 0% 5. 事業報告書を選出しているか。 13 0 0% 6. 事業報告書を選出しているか。 13 0 0% 7. 第一位 2. 通行管理者が選任され、届出されているか。 13 0 0% 7. 第一位 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。 13 0 0% 7. 点評行管理者が選任され、届出されているか。 13 1 7. 7% 13 0 0% 7. 点評の実施及びその配録、保存は適正か。 13 1 7. 7% 15 点過榜載による運送を行っていないか。 13 2 15. 4% 16 通信載による記録及びその保存・活用は適正か。 13 2 15. 4% 17. 実務員に対して特別な指導を行っているか。 13 2 15. 4% 17. 実務員に対して特別な指導を行っているか。 13 2 15. 4% 17. 業務員に対して特別な指導を行っているか。 13 5 38. 5% 17. 業務員に対して特別な指導を行っているか。 13 5 38. 5% 17. 業務員に対して特別な指導を行っているか。 13 0 0% 7. 点評の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 13 0 0% 7. 点 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 13 0 0% 7. 法 第一位 7. 数備管理者を行っているか。 13 0 0% 7. 法 第一位 7. 数備管理表が選任され、届出されているか。 13 0 0% 7. 数 7. 次 7. 数 7. 次 7. 次 7. 次 7. 次 7. 次		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	11	0	0%
1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	13	0	0%
1 事故記録が適正に記録され、保存されているか。 4 0 0% 2 1 自動事事故報告書を提出しているか。 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	13	0	0%
<ul> <li>Ⅰ. 帳簿類の整備、報告等</li> <li>2. 自動車事故報告書を提出しているか。</li> <li>3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。</li> <li>4. 車両台帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。</li> <li>5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。</li> <li>1. 運行管理規程が定められているか。</li> <li>3. 運転者合帳及び成業業情報告書を提出しているか。</li> <li>1. 運行管理規程が定められているか。</li> <li>3. 運転者を選任され、届出されているか。</li> <li>3. 運行管理者が選任され、企工に管理されているか。</li> <li>4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。</li> <li>5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。</li> <li>6. 過増載による運送を行っていないか。</li> <li>7. 点呼の実施及びその配縁、保存は適正か。</li> <li>3. 重行管理等</li> <li>(2. 事務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。</li> <li>3. 重行管理等</li> <li>(3. 運行管理等</li> <li>(4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。</li> <li>(5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。</li> <li>(6. 過考試による運送を行っていないか。</li> <li>(7. 点呼の実施及びその配縁、保存は適正か。</li> <li>(8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。</li> <li>(9. 運行管理等</li> <li>(10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。</li> <li>(11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。</li> <li>(12. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。</li> <li>(13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。</li> <li>(14. 財産備管理規程の相定及び整備管理業務がなされているか。</li> <li>(15. 生機管理者が選任され、届出されているか。</li> <li>(16. 下級</li> <li>(17. 生機管理者を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。</li> <li>(12. 3 25.0%</li> <li>(13. 4 2 2 16. 下級</li> <li>(14. 所実の健康診断を変施し、その記録・保存が適正にされているか。</li> <li>(15. 下級</li> <li>(16. 下級</li> <li>(17. 下級</li> <li>(18. 業規則が制定され、届出されているか。</li> <li>(19. 3 2 2 16. 下級</li> <li>(19. 年年金保険に加入しているか。</li> <li>(10. 2 2 16. 下級</li> <li>(11. 実際保険・厚生年金保険に加入しているか。</li> <li>(12. 2 16. 下級</li> <li>(13. 4 6 2 2 2 16. 下級</li> <li>(14. 下級の場所を受けされているか。</li> <li>(15. 下級の場所の場所のよれでいるか。</li> <li>(16. 下級の場所の場所のはいればればればればればればればればればればればればればればればればればればれば</li></ul>			4	0	0%
(備、報告等	ローに体生の事		0	0	0%
## 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。 13 0 0% 5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。 (本社巡回に限る) 9 4 44. 4% 1. 運行管理建程が定められているか。 13 0 0% 3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 3 23.1% 4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 13 1 7.7% 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 13 2 15. 4% 6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆ 13 0 0% 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 13 2 15. 4% 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 13 2 15. 4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 3 1 33. 3% 11. 素務員に対して適性診断を受けさせているか。 13 2 15. 4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 3 1 33. 3% 11. 素務員に対して適性診断を受けさせているか。 8 7 87. 5% 12. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 9 6 66. 7% 1. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 9 6 66. 7% 1. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 0 0% 2. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 13 0 0% 3. 多備管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 0 0% 3. 多備時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 12 2 16. 7% 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 12 2 16. 7% 1. 安保保険・雇用保険に加入しているか。 12 2 16. 7% 1. 法定福利 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。 12 2 16. 7% 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。 13 6 46. 2% マネジメント 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 13 6 46. 2%		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	13	1	7.7%
1. 運行管理規程が定められているか。	佣、報告等		13	0	0%
2. 運行管理者が選任され、届出されているか。		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。 (本社巡回に限る)	9	4	44.4%
2. 運行管理者が選任され、届出されているか。		1. 運行管理規程が定められているか。	13	0	0%
3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 3 23.1% 4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 13 1 7.7% 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 13 2 15.4% 6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆ 13 0 0% 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 13 2 15.4% 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 13 2 15.4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 13 2 15.4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 3 1 33.3% 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 13 5 38.5% 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 8 7 87.5% 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 9 6 66.7% 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 13 0 0% 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。 13 0 0% 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 0 0% 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 13 7.7% 5. 定期点検及びその保存がされているか。 13 0 0% 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 13 7.7% 5. 定期点検及びその保存がされているか。 13 0 0% 4. 所要の健康診断を表施し、その記録・保存が適正にされているか。 12 2 16.7% 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 13 0 0% 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 12 2 16.7% 1. 法定福利 1. 労災保険・厚生年金保険に加入しているか。 12 2 16.7% 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 13 6 46.2%				0	
4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。   13			13	3	23. 1%
□ 正連行管理等 □ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。			13	1	
1. 運行管理等				2	15. 4%
<ul> <li>II. 運行管理等</li> <li>7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。</li> <li>8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。</li> <li>9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。</li> <li>13 2 15. 4%</li> <li>10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。</li> <li>11 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。</li> <li>12 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。</li> <li>13 5 38. 5%</li> <li>12 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。</li> <li>13 6 6 6. 7%</li> <li>14 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。</li> <li>15 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。</li> <li>16 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。</li> <li>17 7. 7%</li> <li>5 定期点検及びその保存がされているか。</li> <li>1 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。</li> <li>1 2 3 25. 0%</li> <li>4 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。</li> <li>1 3 0 0%</li> <li>1 2 3 25. 0%</li> <li>2 3 6 協定が締結され、届出されているか。</li> <li>2 3 25. 0%</li> <li>1 6 2 33. 3%</li> <li>2 16. 7%</li> <li>3 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)</li> <li>4 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。</li> <li>1 5 災保険・雇用保険に加入しているか。</li> <li>2 2 16. 7%</li> <li>2 2 2 16. 7%</li> <li>2 2 2 16. 7%</li> <li>3 3 5 (株存が適正にされているか。</li> <li>2 2 16. 7%</li> <li>2 2 2 16. 7%</li> <li>3 2 2 16. 7%</li> <li>4 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。</li> <li>2 2 16. 7%</li> <li>2 2 2 16. 7%</li> <li>3 2 2 16. 7%</li> <li>3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3</li></ul>					0%
8. 乗務等の記録 (運転日報) の作成・保存は適正か。 13 0 0% 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆ 13 2 15. 4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 3 1 33. 3% 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 13 5 38. 5% 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 8 7 87. 5% 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 9 6 66. 7% 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 13 0 0% 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。 13 0 0% 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 0 0% 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 12 3 25. 0% 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 13 1 7. 7% 5. 定期点検及びその保存がされているか。 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 12 2 16. 7% 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 13 0 0% 04. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 12 2 16. 7% 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。 12 2 16. 7% 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。 12 2 16. 7% 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 13 6 46. 2% 1. 20 1	Ⅲ. 運行管理等			2	
9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆ 13 2 15.4% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 3 1 33.3% ○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 13 5 38.5% ○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 8 7 87.5% ○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 9 6 66.7% 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 13 0 0% ○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。 13 0 0% 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 13 1 7.7% ○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。 12 3 25.0% 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 13 1 7.7% ○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。 13 0 0% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 13 0 0% 2. 3 6協定が締結され、届出されているか。 12 2 16.7% 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 13 0 0% ○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 12 2 16.7% 1. 法定福利 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。 12 2 16.7% 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。 12 2 16.7% 11. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 13 6 46.2%	_,,,,				
10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。   3			13	2	15, 4%
○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。       13       5       38.5%         ○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。       8       7       87.5%         ○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。       9       6       66.7%         1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。       13       0       0%         2. 整備管理者が選任され、届出されているか。       13       0       0%         3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。       12       3       25.0%         4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。       13       0       0%         5. 定期点検及びその保存がされているか。       13       0       0%         7. 労基法等       1. 就業規則が制定され、届出されているか。       6       2       33.3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       12       2       16.7%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       13       0       0%         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       12       2       16.7%         7. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       12       2       16.7%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       13       6       46.2%					
○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。   8					
○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。       9 6 66.7%         1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。       13 0 0%         ○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。       13 0 0%         3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。       12 3 25.0%         4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。       13 1 7.7%         ○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。       13 0 0%         1. 就業規則が制定され、届出されているか。       6 2 33.3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       12 2 16.7%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       13 0 0%         ○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13 8 61.5%         1. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       12 2 16.7%         2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       12 2 16.7%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       13 6 46.2%					
1.整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					
V. 車両管理等       2.整備管理者が選任され、届出されているか。       13       0       0%         3.整備管理者に所定の研修を受けさせているか。       12       3       25.0%         4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。       13       1       7.7%         5.定期点検及びその保存がされているか。       13       0       0%         1.就業規則が制定され、届出されているか。       6       2       33.3%         2.36協定が締結され、届出されているか。       12       2       16.7%         3.労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       13       0       0%         4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       8       61.5%         7.法定福利       1.労災保険・雇用保険に加入しているか。       12       2       16.7%         2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       12       2       16.7%         1.運輸安全マネジメントの実施は適正か。       13       6       46.2%				0	
V. 車両管理等       3.整備管理者に所定の研修を受けさせているか。       12       3 25.0%         4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。       13       1 7.7%         ○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。       13       0 0%         7. 労基法等       1. 就業規則が制定され、届出されているか。       6 2 33.3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       12       2 16.7%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       13       0 0%         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       8 61.5%         7. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       12       2 16.7%         2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       12       2 16.7%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       13       6 46.2%			13	0	0%
4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 13 1 7.7%	V. 車両管理等		12		
○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。       13 0 0%         1. 就業規則が制定され、届出されているか。       6 2 33.3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       12 2 16.7%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       13 0 0%         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13 8 61.5%         7. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       12 2 16.7%         2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       12 2 16.7%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       13 6 46.2%					
7. 労基法等       1. 就業規則が制定され、届出されているか。       6       2       33.3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       12       2       16.7%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       13       0       0%         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       8       61.5%         7. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       12       2       16.7%         2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       12       2       16.7%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       13       6       46.2%			13	0	0%
7. 労基法等       2. 36協定が締結され、届出されているか。       12       2 16.7%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       13       0       0%         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       8 61.5%         1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       12       2 16.7%         2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       12       2 16.7%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       13       6 46.2%				2	
3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)     13     0     0%       ○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。     13     8     61.5%       Ⅰ. 法定福利     1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。     12     2     16.7%       ②. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。     12     2     16.7%       Ⅱ. 運輸安全マネジメント     1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。     13     6     46.2%	- )/(		12		
○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       8       61.5%         Ⅵ. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       12       2       16.7%         ② 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       12       2       16.7%         Ⅲ. 運輸安全マネジメント       1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       13       6       46.2%	V. 労基法等				
1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。     12     2     16.7%       2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。     12     2     16.7%       II. 運輸安全 マネジメント     1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。     13     6     46.2%					61. 5%
1. 法定福利       2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       12       2       16.7%         II. 運輸安全 マネジメント       1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       13       6       46.2%	VI				
II. 運輸安全 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 13 6 46.2%	VI. 法定福利				
	Ⅷ. 運輸安全 マネジメント				
	<u>:</u>	指 導 件 数 合 計	436	65	14.9%

(注)○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	В	С	D	E	その他	合計
通常	1(1)件	2 件	5 件	1 (1)件	1 (1)件	件	10(3)件
新規参入	件	件	1(1)件	件	件	件	1 (1)件
新規(他)	1 件	件	1(1)件	件	件	件	2(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	2(1)件	2 件	7 (2) 件	1(1)件	1(1)件	件	13(5)件

( ) は会員外の件数です

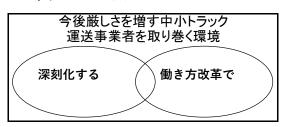
# K I T事業の案内

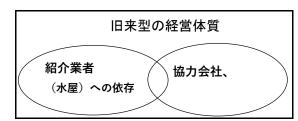
Kyodo Information of Transport

K I T(協同・情報・輸送) 事 業 の ご案内

к • і • т キット

> 品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」





#### WebKIT2

がお応えします!!



強力な経営支援ツールです!

導入効果

#### 安定的な輸送力の確保のために

- ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

#### 安心のネットワーク取引のために

- ・明確な運賃
- ・回収不安なし

導入効果

#### 輸送効率化のために

- ・配車業務のシステム化
- ・配車担当者のスキル向上
- ・書面化による輸送トラブル解消

導入効果

#### 輸送効率化のために

- ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・帰り荷確保(実車率アップ)
- ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

#### 生産性の向上

#### 取引・事業の拡大

- \*運賃の集金は組合精算ですので安心です。
- \*運賃の支払いは45日サイトです。

\*軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

#### ☆輸送

運賃<実例>

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 運賃 43,000円(税抜き)

#### ☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

-1-77-7	1 TT/P	4 IMI I H		
令和3年	3月	4月		
軽油	101円	101円		

4トン車

\_\_\_\_\_ (単価は日本貨物運送事業協同組合連合会 (日貨協連)の全国統一価格です。)

#### ☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2021年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15 TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

# トラック協会・陸災防奈良県支部

# 6月の行事(予定)表

	曜	時 間	行事	場所
19	土	9:00~	玉掛け技能講習会(学科)	奈良県トラック会館
20		9:00~	玉掛け技能講習会(学科)	奈良県トラック会館
26	土	8:30~	玉掛け技能講習会(実技)	奈良県トラック会館

※玉掛け技能講習会は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止する場合があります。 あらかじめご了承願います。

# 7月の行事(予定)表

	曜	時	間	行事	場所
1	木			2021年度Gマーク申請受付期間(~14日迄)	奈良県トラック会館



# トラックの構造上の特性(5.荷崩れ防止のための運行上の注意点)



# 運転上の注意点

- ●車線変更をする際は、まわりの他車の状況をよ く確認し、急ハンドルをきらない。
- ●低速走行中もハンドルの切り返しをしない



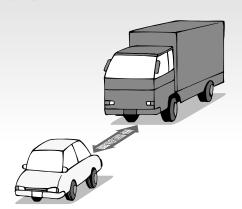
●道路、積荷に応じたスピードで走行するとともに、 右左折時はスピードを落とす。



●乗車する車種を換えた場合には、感覚が異な るので特に注意する。



●急ブレーキをかけなくてもすむような運転を する。

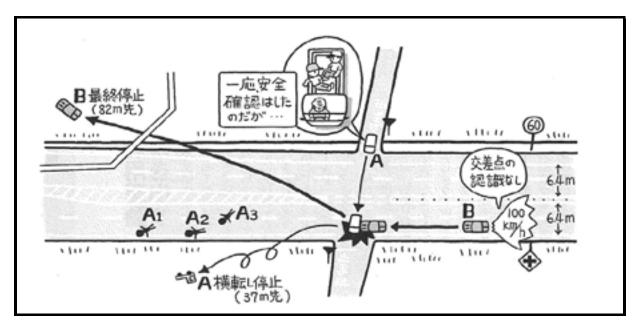


資

# 事業用自動車事故事例 No.70

軽貨物車と普通乗用車の出会い頭事故

#### ■事故の概況



事故類型:出会い頭 発生日時:午後 晴

当事者A:軽貨物車 60歳代 男性 当事者B:普通乗用車 20歳代 男性

#### ■ 事故の概要

Aは、作業を終えて別の場所に移動するため、軽トラックの荷台に農機具と2人の男性 を載せて発進しました。次の作業場へ行くために片側2車線の幅広い道路を横断しようと 交差点で一時停止の標識に従って停止し、左右の安全を確認した後発進しましたが、A車 が4車線道路を渡り終えようとしたとき、左側からB車が猛スピードで走行して来て、A 車の左側面に衝突しました。

A車に乗っていた3名のうち、運転をしていたAと荷台に乗っていた1名は死亡し、荷台 に乗っていたもう1名は全治4カ月の重傷を負いました。B車の2名は全治2週間程度の軽傷 を負いました。

#### ■ 事故から学ぶ

A車の荷台に2名の乗員がいたことが死者と重傷者を増やすことになりました。「ほん のすぐそこだから」とか「狭い車内は暑いから」といった理由で2名は荷台に乗ったので はないかと推測されます。道路ではない畑のような閉ざされた場所で移動する際に、つい ついこのようなトラックの使い方をしてしまいがちですが、4車線道路に限らず公道を走 行する際は極めて危険な行為です。

B車が走行していたこの4車線道路の制限速度は時速約60kmでしたが、B車はそれをは るかに超える時速約100kmで走行していました。Bは免許取得後約半年で、ちょうど運転 に慣れたころだったようです。

事故後、この交差点付近で4車線道路側を通行する車を観察したところ、減速した車は 皆無でした。このような幹線道路を横断しようとする場合は、一時停止のある道路側を走 行する運転者は慎重の上にも慎重を重ねて安全確認を行う以外に安全な通行方法はないと 思います。

# 奈良県警察本部からのお知らせ

#### 1 県内の交通事故発生状況

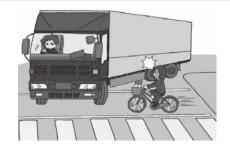
5月15日現在

										- · · · · ·
×	区分			令和2年	F	増減数		備	考	
総件数		13,266	件	12,524	件	742	件	1日に約	98	件
人身事	人身事故件数		件	1,030	件	30	件	1日に	8	件
	死者数	6	入	11	人	-5	人	約23日に	1	入
負傷者数		1,297	入	1,256	人	41	人	1日に約	10	人
物損事故件数		12,206	件	11,494	件	712	件	1日に約	90	件

(データは概数)

# 2 県内の事業用貨物自動車が関係する交通事故発生状況

							5月15E	1 現仕
	区分		令和3年		令和2年		増減数	
	総件数		591	件	537	件	54	件
	人身事故件数		48	件	37	件	11	件
		死者数	0	人	2	人	-2	人
		負傷者数	70	人	46	人	24	人
	物損事故件数		543	件	500	件	43	件
4 A								

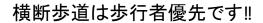


(データは概数)

- ・県内の事業用貨物自動車が関係する交通事故死者数は、〇人(前年同期比一2人)です。
- ・県内の事業用貨物自動車が関係する交通事故による死者数は前年同期比で減少していますが、 その他の件数は全て増加しています。

# 3 県内の交通事故特徴(5月15日現在)

県内では、交通死亡事故が6件発生しています。 その内、歩行者の方が被害に遭った交通事故が 3件発生しています。



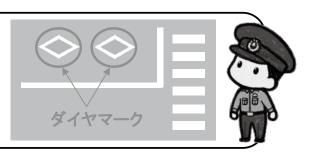
横断歩道に近づいたら減速・停止して交通事故を防ぎましょう!!



#### ダイヤマークを知っていますか?

ダイヤマークは、前方に横断歩道があること を示す道路標示です。

この道路標示を見たら、減速し、いつでも止まれるようにしましょう。



# 奈良県警察

# 活躍する女性ドライバー

ヤマト運輸株式会社 北之庄営業所 万葉センター (奈良市北之庄西町)

# 北野 麻衣さん



▲北野麻衣さん

#### 仕事で培った体力、筋力で流通を支える、愛されドライバー!

事務担当を経て、現在は2 t トラックで集配担当になった。 配達先は山間部が多く、運転時間が長くなりがち。持ち上がらないくらいの重い荷物を運ぶこともあり、しんどいと感じることも。その分、他の職種に就いた友だちよりも体力筋力がついたと笑顔で話す。 取材中、周りの同僚からも声がかかるような、なごやかな職場環境。配達先では、お客さんから名前を覚えてもらい、声をかけられたり、お茶を出してもらったりすることもあると言う。「まだまだ女性ドライバーが少ないので、覚えてもらいやすく、よくしてもらっている」

と感じているそうだ。

コロナの影響で仕事が増え、 大変な面もあるが、自分たちが、 流通で社会を支えているのだと いうことを実感している。体力 が持つ限り仕事を続けていきた いと語ってくれた。



▲トラックに乗り込む北野さん



▲後方確認もしっかりと

# 奈良・針トラックステーションに 非接触型体温測定・消毒液噴霧器を設置

新型コロナウイルス感染症対策として、奈良・針トラックステーション入口に非接触型体温測定・消毒 液噴霧器を設置しました。

奈良・針トラックステーションをご利用の際は、検温・マスク着用並びに手指の消毒にご協力頂きますようお願いいたします。





# 名鉄運輸株式会社役員の来訪

日 : 令和3年5月25日火 場所: 奈良県トラック会館

名鉄運輸株式会社の役員の異動に伴い、九州名鉄運輸株式会社 亀崎 剛 代表取締役社長、名鉄運輸株式会社 納戸昌樹 執行役員大阪支社長、同 杉本健一郎 大阪支社部長が来訪されました。



◀亀﨑 剛 九州名鉄運輸株式会社 代表取締役社長







◀杉本健一郎 大阪支社部長

※写真撮影のためマスクを外しています

# トラック奈良 2021 年6月 第326 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫 **TEL.0743-23-1200** (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

# 奈良県は「緊急対処措置」実行中

